

福岡医発第1606号(地)

平成19年12月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

医療法人の定款変更について

標記の件につきましては、平成19年11月1日付け、福岡医発第1338号(地)にてご通知しておりましたが、日本医師会より再度別紙のとおり通知がありました。

本件については、平成19年4月1日施行の医療法改正による医療法人制度改革の内、(1)平成19年4月1日の医療法改正法全面施行後1年以内に、必要な定款変更をしなければならないこと、(2)ただし、経過措置が適用されて変更しなくても良い箇所(「持分」に応じた払戻し請求の規定及び残余財産の帰属先の規定)があることにつきましては、貴会におかれましてもご存知のことと存じ上げます。

今般、定款変更の期日を来年3月末に控え、日本医師会一般向けホームページに、新たに「医療法人制度改革」及び「『持分あり』医療法人の定款変更について」の二項目が掲載され、また、日医ニュース11月20日号には、「医療法人制度が変わりました!医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」と題する周知用のビラを折り込んでおります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員各位への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、経過措置が適用される規定を本則どおりに変更した場合については、税制上の課題が未だ解決されておられませんので、定款を変更される場合は下記について特にご注意いただきますようお願いいたします。



小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

記

1. 「持分あり」から「持分なし」へ移行した場合、医療法人に対する贈与税、出資者個人に対する所得税（配当所得）など、課税問題が生ずる恐れがあります。
2. 既存の医療法人が、定款を変更して、残余財産の帰属先を定めるときは、国、地方公共団体、他の医療法人、医師会に限られ、個人は認められません。また、一旦帰属先を変更した場合は、再び元の帰属先に戻すことはできません。



(地Ⅰ140)

平成19年11月15日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

今 村 聡



医療法人の定款変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成19年4月1日施行の医療法改正による医療法人制度改革につきましては、数次に渡って通知申し上げているところです。

とりわけ、医療法人制度改革の内、(1) 19年4月1日の医療法改正法全面施行後1年以内に、必要な定款変更をしなければならないこと、(2) ただし、経過措置が適用されて変更しなくても良い箇所(「持分」に応じた払戻し請求の規定及び残余財産の帰属先の規定)があることにつきましては、貴会におかれましてもご存知のことと存じ上げます。

なお、経過措置が適用される規定を本則どおりに変更した場合については、税制上の課題が未だ解決されておられません。

今般、定款変更の期日を来年3月末に控え、日本医師会一般向けホームページに、新たに「医療法人制度改革」及び「『持分あり』医療法人の定款変更について」の二項目を掲載いたしました。

また、日医ニュース11月20日号には、「医療法人制度が変わりました! 医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」と題する周知用のビラを折り込む予定です。

貴会が管下医療法人に対して制度改革の説明等を行うに当り、本会ホームページやビラを参考にしていただけましたら幸甚に存じ上げます。



医療法人制度改革について

平成19年に施行された改正医療法により、医療法人制度が大きく変わりました。

特に、[「持分あり」医療法人の廃止](#)と、[残余財産の帰属先の制限](#)の二つが、課税問題を含め、大きなテーマとなっています。

医療法人制度改革は、地域医療の安定性、持続性にとっても重要ですので、この2点を中心にポイントをまとめました。

現在医療法人を運営されている先生、あるいはこれから医療法人を設立しようとお考えになっている先生にとって、参考となれば幸いです。



注)

このページでは、なるべく簡潔に説明をしています。そのため、呼称等が法令上の表現とは異なり、厳密性を欠く場合がありますので、ご了承ください。

また、社会医療法人、特定医療法人、特別医療法人は、ここでは扱いません。

- 医療法人制度改革の主なポイントは、[こちら](#)をクリック
- 関係法令や説明資料は、[こちら](#)をクリック

「持分あり」医療法人の廃止

- 現在の医療法人のほとんどを占める「持分の定めのある医療法人」が廃止されました。
- 新たに設立する医療法人は、全て「持分の定めのない医療法人」となります。
- つまり、医療法人を退社(脱退)するときに、出資額に応じて払戻しを請求することはできません。
- ただし、既存の医療法人には、経過措置が適用されます。
- 「持分あり」医療法人に代えて、[「基金拠出型医療法人」](#)が制度化されています。



既存の医療法人が、いったん、持分の定めをなくした場合は、再び「持分あり」医療法人に戻すことができません。



「持分あり」から、「持分なし」へ移行する場合の課税の問題が解決されていません。

- 移行した場合、医療法人に対する贈与税、出資者個人に対する所得税(配当所得)など、課税問題が生ずるおそれがあります(下記の残余財産の帰属先の変更とともに)。
- 「持分なし」医療法人へ移行する場合には、税理士・公認会計士等に十分に相談のうえ慎重に検討してください。
- 日本医師会では、現在、課税問題が生じないよう関係各方面に要望しているところで、す。→[こちら](#)をクリック

残余財産の帰属先の制限

- 医療法人の残余財産（医療法人を解散し、清算した後に残った財産）の帰属先が、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者、他の医療法人、医師会に限定されました。
- 今までは、医療法人の残余財産の帰属先に制限はなく、出資者個人を帰属先に行っているケースもありましたが、今後は認められません。
- つまり、医療法人解散時に、社員などが、残余財産から出資持分に応じた額の払戻しを受けることはできません。
- 定款や寄付行為に、残余財産の帰属先の規定が無い場合には、**国庫に帰属すること**になります。
- **既存の医療法人には、経過措置が適用されます。**



既存の医療法人が、定款を変更して、残余財産の帰属先を定めるときは、国、地方公共団体、他の医療法人、医師会に限られます。個人は認められません。
また、いったん帰属先を変更した場合は、再び元の帰属先に戻すことができません。

■ 医療法人制度改革の主なポイント

医療法人の定款変更等については、[こちら](#)も参照してください。

★ 「持分あり」医療法人の廃止

- ★ 新たに医療法人を設立するとき、すべて、持分の定めのない医療法人となる。
- ★ 既存の医療法人は経過措置が適用される。
ただし、定款を変更して、いったん持分の定めのない医療法人に移行したときは、再び「持分あり」医療法人に戻すことはできない。

★ 残余財産の帰属先の制限

- ★ 残余財産（医療法人を解散し、清算した後に残った財産）の帰属先が、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者（日本赤十字社等）、他の医療法人（財団、持分の定めのない社団）、医師会（病院経営をする都道府県／郡市区医師会）に限定された。
- ★ 定款・寄付行為に、残余財産の帰属先の規定がない場合は、国庫に帰属。
- ★ 既存の医療法人は経過措置が適用される（「経過措置型医療法人」）。
ただし、定款を変更して、残余財産の帰属先を定めるときは、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者、他の医療法人、医師会に限られる。また、そのときは、再び元の帰属先に戻すことができない。
医療法人財団であっても、寄付行為の残余財産の帰属先の規定によっては、経過措置が適用される。

★ 「基金拠出型医療法人」の創設

- ★ 「基金拠出型医療法人」とは、「基金」の制度を採用した医療法人社団をいう。
今までの「持分あり」医療法人に代わるもの。
- ★ 「基金」とは、医療法人の財産として拠出されるもので、法人の活動原資となるもの。土地や建物、診療設備、債権など金銭以外の財産を拠出する場合も含まれる。
- ★ 医療法人は、拠出者に対し、定款の規定に基づいて基金の返還義務を負う。返還には、総会決議が必要。
個々の返還額は拠出額が上限。ただし、返還の総額は、純資産額から、基金総額や資本剰余金等を差し引いた額が限度。
- ★ 医療法人の剰余金の分配禁止の原則から、基金を返還するときに利息を付すことはできない。
- ★ 基金拠出型医療法人は、持分に応じた金額を、医療法人の資産から払戻しを受けることができた「持分」あり医療法人とは異なる。

したがって、基金の拠出者は、拠出割合などに応じて拠出額よりも多い額の返還（払戻し）を受けることはできない。

- ★ 基金制度を採用するか否かは、それぞれの医療法人の判断による。
ただし、「持分あり」医療法人、社会医療法人、特定医療法人は、基金制度を採用できない。

★ 医療法人の作成書類等に関する見直し

- ★ 医療法人が毎会計年度に作成すべき書類として、事業報告書を追加（従来は、財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- ★ 医療法人の各事務所に備え置くべき書類として、事業報告書や監査報告書を追加。債権者にに加え社員や評議員による閲覧請求も規定。
- ★ 毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書）、監査報告書を、都道府県知事に届け出る事を規定
- ★ 都道府県知事は、第三者から、定款・寄付行為、事業報告書等や監査報告書の閲覧請求があった場合には、閲覧に供しなければならない（過去3年間まで）。

★ 役員に関する見直し

- ★ 役員の任期を2年に規定（再任は可能）
- ★ 監事の職務（業務監査、財産状況の監査、監査報告書の作成・提出など）を医療法に規定（従来は、民法の規定を準用）。

★ 社員総会に関する規定の見直し（医療法人社団の場合）

- ★ 医療法に、社員総会を規定（従来は、民法の規定を準用）。
- ★ 社員総会の議決権を、各自1個とすることを規定。

★ 附帯業務の拡大

- ★ 有料老人ホームの経営 ※高齢者専用賃貸住宅の経営も追加。

★ 医療法人財団における評議員会の設置

- ★ 従来は通知で規定していた評議員会を、医療法に規定

★ 指定管理者制度に関する規定の整備

- ★ 医療法人が、自治体病院など、地方公共団体が開設する病院、診療所、介護老人保健施設の管理を受託することを医療法上明確化。

★ 自己資本比率の廃止

- ★ 原則20%以上とする自己資本比率規制を廃止し、病院・診療所等に必要な施設、設備又は資金を有することを規定。

■ 関連資料、リンク集

医療制度改革のページ		日医ホームページ
------------	---	----------



基本的な法令			
	医療法		厚生労働省 ホームページ
	医療法施行令		
	医療法施行規則		
医療法人に関する厚生労働省の資料			
	持分の定めのある医療法人の定款変更例(厚生労働省資料を改変したもの)		PDF(190k)
	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(厚生労働省通知)		PDF(2526k)
	「医療法人制度について」(厚生労働省通知)		PDF(132k)
	「医療法人の基金について」(厚生労働省通知)		PDF(123k)
	基金拠出型医療法人のモデル定款(厚生労働省通知別添)		PDF(102k)
	医療法人における事業報告書等の様式について(厚生労働省通知)		PDF(207k)
	厚生労働省:説明資料 (H19.6.21日医都道府県連絡協議会資料抜粋)		PDF(603k)
	「基金制度の創設」(プレゼンテーション資料)		PDF(211k)
	「事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備」(プレゼンテーション資料)		PDF(208k)
	「定款又は寄附行為の変更について」(プレゼンテーション資料)		PDF(192k)
日本医師会の資料			
	「医療法人制度が変わりました！ 医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」		PDF(511k)
	日本医師会:国会審議関係資料抜粋 ※衆議院(H19.4.26)、参議院(同年.6.7)に参考人意見陳述した際の提出資料の抜粋を統合したもの		PDF(100k)
	医療法人の定款変更について(いわゆる「持分あり医療法人」) (日本医師会通知)		PDF(72k)
	日本医師会「平成20年度の医療に関する税制に対する意見」		PDF(92k) 記者会見は こちら
	既存医療法人から新制度医療法人への移行について (日本医師会通知)		PDF(7k)

※ PDFファイルの閲覧には、[AdobeAcrobatReader](#)が必要です。



お問合せ先: [日本医師会地域医療第1課](#)

日本医師会ホームページ<http://www.med.or.jp/>
Copyright (C) Japan Medical Association. All rights reserved.

